

説明会等の認定要件化に関する 詳細設計の考え方（案）

2023年8月7日

資源エネルギー庁

本日の御議論について

- 本日の会合においては、**説明会等の認定要件化**に関する**下記①～⑥の各論点**について、これまでの会合における委員等からの御指摘や、前回会合における自治体・事業者団体からのヒアリングなどを踏まえ、**具体的な詳細設計の考え方（案）**を御議論いただくこととしたい。

第7回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2023年6月30日）資料1より抜粋（一部修正）

1. 説明会等の認定要件化

- ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
- ② 説明会の内容（説明事項・議事等）
- ③ 「周辺地域の住民」の範囲
- ④ 説明会の開催時期・回数
- ⑤ 説明会に関するその他の論点
- ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

2. 認定事業者の責任明確化（監督義務）

- 監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等

3. 違反状況の未然防止・早期解消の措置

- ① 交付金の一時停止（積立命令）の発動タイミング
- ② 交付金の取戻要件

4. 太陽光パネルの増設・更新に関するルール

- 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保

(参考) 前回会合に先立って開催した勉強会について

- 前回会合（2023年7月28日）の開催に先立って、同日、個別具体的な地域の実情を把握するために、事前の勉強会を開催し、地域の方々へのヒアリングを実施した。その概要は以下のとおり。

地域の方々の声

- 条例により、発電設備から一定距離以内の住民に対する説明会の開催を求めているが、**その範囲外の住民への説明を妨げることのないよう、柔軟な対応**が重要。
- 説明会として、**事業者が一方的に説明を打ち切るもの、説明が論拠不十分であるもの/形骸化しているもの、事業者が粗暴な態度を取るもの**などは不適切。住民からの情報提供等に基づき、自治体が事業者に対して指導等を行っている。
- 住民とのコミュニケーションを促進する観点から、**事業の初期段階から説明会が開催されることが重要**。
- 自治体は、説明会には参加していないが、**説明会実施報告書等の関係書類の提出を求めること**により、事業者が説明会を適切に実施したことを確認している。
- 住民は再エネ発電事業に関する知識を十分に持っていないこともあるため、**自治体が関与して、事業者と住民のコミュニケーションを促進することが重要**。
- 一部の事業者において、**地域とのコミュニケーションを図ろうという姿勢が見られない点や、再エネ発電事業に関する知識が不十分である点**が課題である。

委員等の意見

- 説明会における事業内容の説明が**形骸化していないか、しっかりと確認**することが重要。
- 条例に基づく説明会の開催に関して、**自治体の事務負担にも配慮**することが重要。
- 自治体が災害の危険性の大きいエリアなどをゾーニングする場合、当該エリアではより多くの説明会の開催を求めるなどの対応が考えられる。**エリアの内外で求められる説明会の内容が異なる**のではないかと。
- 再エネ特措法に基づく説明会と条例に基づく説明会で、それぞれの目的等も踏まえつつ、**対象となる住民の範囲や説明事項が重複した場合の取扱いなどの整理**が必要。

(参考) 総務省による調査(※)の中間整理(抜粋)

- ※ 総務省「太陽光発電設備等の導入に関する調査(「住民説明」に関する中間整理)」(2023年8月4日)を指す。以下同じ。
- ※ 本調査は、総務省が、施策や事業の担当府省とは異なる立場から、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析して、改善方を提示する目的で、調査を実施しているもの。
- ※ 太陽光発電設備の設置件数の上位24府県の全市町村(943市町村)に基礎調査を実施。さらに、基礎調査により把握できた情報に基づき、トラブルが発生した自治体等に実地調査を実施。

第3 調査結果(中間整理の結果)

2 考察

- (2) (略) 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法等に関するトラブル等の事例もみられたが、対象とする地域住民の範囲について自治会と協議している事例、設計業者等が住民説明に参加することで質疑応答に的確に対応できるようにしている事例、図面等を用いて説明することでトラブル等の迅速な発見につながっている事例もみられ、こうした地域の状況等に応じた説明(略)については、図面等を活用して説明するなどの工夫をすることが望ましいと考える。
- (3) 住民説明に当たっては、説明会の開催や事業内容の個別(戸別)周知などの方法が採られているが、実地調査で把握したトラブル等の事例をみると、土地の開発工事等による泥水・土砂等の流出等は低圧案件や低圧集積案件(複数の低圧案件が隣接している案件)でも発生しており、地域住民への影響がある傾斜地に設置する案件や盛土・切土を伴う案件等については低圧案件であっても地域住民から要望があれば説明会の開催を検討するなど、特に丁寧な対応をすることが望ましいと考える。

以上のことも参考にして、太陽光発電設備等の適正な導入につながるよう、事業内容の周辺地域の住民に対する事前周知に関する具体的な仕組みの検討が進められることを期待する。

- ① **説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲**
- ② 説明会の内容（説明事項・議事等）
- ③ 「周辺地域の住民」の範囲
- ④ 説明会の開催時期・回数
- ⑤ 説明会に関するその他の論点
- ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

<論点と方向性（案）>

- 改正再エネ特措法では、FIT/FIP認定に当たって、説明会の開催など周辺地域への事前周知を要件化することとした。この説明会を実施すべき再エネ発電事業の範囲について、中間とりまとめで取りまとめられた「電源の規模」「電源の設置場所・設置形態」「他制度の対象エリア」の各論点に沿いつつ、以下のように、詳細の検討を深める方向でどうか。

（電源の規模）

- 周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会開催を求める「大規模電源」と、説明会以外の手法での事前周知を求める「小規模電源」について、下記のようにしてはどうか。
 - 「大規模電源」：特別高圧（2,000kW以上）・高圧（50kW以上2,000kW未満）
 - 「小規模電源」：低圧（50kW未満）
（※ 10kW未満の住宅用太陽光は、事前周知要件化の対象外）
- 複数の電源が至近距離内に集合する場合は、小規模な電源でも、説明会開催を求めるべきではないか。具体的に、どのような範囲を「至近距離内」と判断するか。例えば、単独では低圧の事業であっても、当該事業者が当該事業の実施場所と同一の市町村内で実施する事業の規模に応じて、当該事業に係る説明会の開催を求めるなどの方法があり得る（注）のではないか。

（注）詳細の制度設計においては、実務上、下記の点を踏まえつつ、実質的な判断がなされるような工夫が必要となる。

- ・ 「当該事業者が当該事業の実施場所と同一の市町村内で実施する事業」について、設置の時期が異なる事業をどのように捉えるか。
- ・ 再エネ発電事業者が特別目的会社（SPC）として設立される場合などにおいて、「当該事業者」の範囲をどのように捉えるか。
また、市町村の境界をまたいで設置される事業等について、当該事業は各市町村に存在するものとして評価を行うなど、要件への該当を回避する行動へのインセンティブが生じないような制度設計が必要となる。

(参考) 本WGにおけるこれまでの議論②

第7回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2023年6月30日）資料1より抜粋

(電源の設置場所・設置形態)

- 小規模電源であっても、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高く、説明会開催を求めるべきと考えられる「災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリア」「住民の生活環境に近いエリア」「条例に定められた自然環境・景観等を考慮した保護エリア」について、発電設備が災害の発生に与える影響や事業者の予見可能性の確保などの観点を踏まえ、どのように具体化するか。

(※) なお、中間とりまとめにおいて、屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されと考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いため、事前周知を要件化しない方向が取りまとめられているところ。

(他制度の対象エリア)

- これまでの本WGの議論において、温対法・環境アセスメント等の関係手続において、別途事業内容に関する説明会がFIT/FIP認定申請前に行われ、再エネ特措法での説明会要件を充足する場合には、事前周知を要件化しない方向を取りまとめている。FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会において、今後、本WGにおいて議論する説明会に関する各要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、FIT/FIP認定要件としての説明会を行ったものとして取り扱うこととしてはどうか。

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント①

(委員等)

- 説明会を実施すべき再エネ事業者の範囲については、**規模や区域などを客観的に明確な指標**で示し、事業者や住民の予見可能性を担保することが肝要。
- 説明会の開催について、再エネ導入に過度な負担とならないよう**小規模電源には一定の配慮**をすべき。
- 自治体の条例では、10kW以上の事業に説明会の開催を求めている例などもあり、**地域の実情を踏まえた柔軟な対応も可能な制度設計**を行う必要がある。その際、**再エネ特措法に基づく説明会と条例に基づく説明会の関係を整理**することも重要。
- 複数の電源が至近距離内に集合する場合の取扱いについては、FIT/FIP制度における現行の「分割ルール」と統合的な対応を行ってはどうか。「単独では低圧の事業であっても、当該事業者が当該事業の実施場所と同一の市町村内で実施する事業の規模に応じて、当該事業に係る説明会の開催を求める」とする事務局案については、市町村の範囲が広い場合もあることも踏まえ、**「至近距離」の基準**は慎重な検討が必要。
- 同一の事業者が、単独では低圧の事業であっても、至近距離内に複数の電源を有する場合には、説明会の開催を求めるべき。その際、**実質的な事業主体が同一であるSPC**は、「同一の事業者」と捉えるべき。
- 土砂災害警戒区域、盛土規制法の規制対象区域、砂防指定地の区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、**災害のリスクが大きいエリアでの事業については、低圧の電源であっても説明会の開催**を求めるべき。

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント②

(ヒアリング (自治体))

- 山梨県では、**設置規制区域に地上設置の太陽光発電施設を設置する場合**に、説明会の開催が必要となる。設置規制区域は、具体的には下記のエリア。
 - ・ **森林の伐採を伴う区域** (森林法に基づく林地エリア)
 - ・ **土砂災害等が発生又は発生するおそれが高い区域** (砂防指定地の区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)
 - ・ **土砂災害等により施設が損壊するおそれが高い区域** (土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域)
- 那須塩原市では、**地上設置の太陽光発電設備を設置する場合**に、説明会の開催が必要となる (なお、20kW未満の場合は、説明会ではなく個別訪問による説明も可能としている)。また、その他の再エネ発電設備 (10kW以上) についても、説明会の実施又は近隣住民等との協議を求めている。
- 自治体が、条例に基づき、**より広範な範囲での説明会を個別に開催する可能性を排除しないよう配慮**をいただきたい。

(ヒアリング (事業者団体))

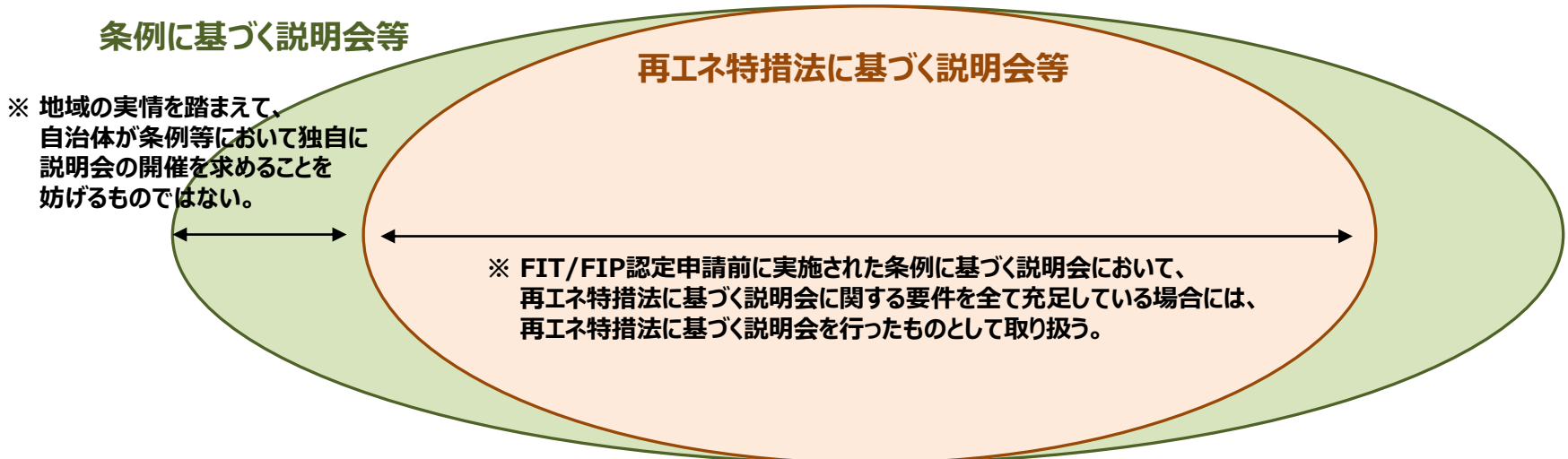
- 複数の電源が至近距離内に集合する場合の取扱いについて、「至近距離」の基準は、発電設備間の離隔距離によって判断することが望ましい。【太陽光発電協会】

説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案）

<基本的な考え方>

- 説明会等を開催すべき再エネ発電事業の範囲については、事業者や住民の予見性を確保するため、規模・設置場所・設置形態を踏まえて、客観的かつ明確な基準を定めることとしてはどうか。
- また、FIT/FIP認定申請前に実施された他法令（※）・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱うこととする。
(※) 環境影響評価法や地球温暖化対策推進法に基づく説明会等が想定される。
- なお、再エネ特措法において説明会開催が必要な再エネ発電事業の範囲から外れるものであっても、地域の実情を踏まえて、地域とのコミュニケーションを一層促進する必要がある場合に、自治体が条例等において独自に説明会の開催を求めることを妨げるものではない。

<再エネ特措法に基づく説明会等と条例に基づく説明会等の関係イメージ>



説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案）

＜電源の規模＞

- 前々回会合（2023年6月30日）における事務局案のとおり、**特別高圧・高圧（50kW以上）**の電源については、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして**説明会の開催を求める**。**低圧（50kW未満）**の電源については、**原則として説明会以外の手法での事前周知を求める**。
(※) ただし、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合（詳細下記参照）や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合（詳細p.13参照）は、説明会開催が必要となる。
- **住宅用太陽光発電（10kW未満）**は、**事前周知要件の対象外**とする。
- 複数の電源が至近距離内に集合する場合の取扱いについて、前々回会合における委員の指摘を踏まえ、**説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲（後述）内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計した出力により、説明会等の開催の要否を判断するもの**としてはどうか。「同一の事業者が実施する再エネ発電事業」については、
 - **実質的支配者が同一である特別目的会社（SPC）は、「同一の事業者」と判定**する
 - 同一の事業者が「実施する再エネ発電事業」には、FIT/FIP認定や設置の時期を問わず、**既認定・認定申請中の全ての再エネ発電事業が含まれる**こととするなど、**実質的な判断がなされる**ようにしてはどうか。

(参考) FIT/FIP認定を受けた再エネ発電事業計画の件数

- 2022年度において、FIT/FIP認定を受けた再エネ発電事業計画の件数は、下表のとおり。

	低圧 (50kW未満)	高圧 (50-2,000kW)	特別高圧 (2,000kW以上)
住宅用太陽光発電	190,601 件	—	—
事業用太陽光発電	2,539 件	988 件	4 件
風力発電	0 件	6 件	29 件
地熱発電	0 件	1 件	0 件
中小水力発電	8 件	28 件	14 件
バイオマス発電	38 件	66 件	21 件

※低圧の電源の説明会の開催要否については、p.13参照。

説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案）

＜電源の設置場所・設置形態＞

- 低圧（50kW未満）の電源であっても、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高く、説明会開催を求めべきと考えられる「災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリア」「住民の生活環境に近いエリア」「条例に定められた自然環境・景観等を考慮した保護エリア」は、前々回会合における委員の指摘や本WGでのヒアリングを踏まえ、次のエリアとすることとしてはどうか。
 - ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア
 - ・ 森林法における林地開発許可の対象エリア
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の対象エリア
 - ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可の対象エリア
 - ② 災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア
 - ・ 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）
 - ・ 土砂災害危険箇所
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア
- (※) なお、中間とりまとめにおいて、屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いため、事前周知を要件化せずに、努力義務として求める方向が取りまとめられているところ。

説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案・まとめ）

● 以上を踏まえると、説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲については、下表のように整理される。

	住宅用太陽光 （※ 2）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※ 1）外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない （努力義務として求める）	説明会以外の手法での 事前周知を求める （※ 3、※ 4）	説明会の開催を求める （※ 4）
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※ 1）内				

（※ 1）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す（詳細はp.13参照）。

（※ 2）10kW未満の太陽光発電事業を指す。

（※ 3）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める（詳細はp.11参照）。

（※ 4）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

- ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
- ② **説明会の内容（説明事項・議事等）**
- ③ 「周辺地域の住民」の範囲
- ④ 説明会の開催時期・回数
- ⑤ 説明会に関するその他の論点
- ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

(参考) 本WGにおけるこれまでの議論①

第7回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2023年6月30日）資料1より抜粋

<論点と方向性（案）>

- 説明会の内容について基本的な考え方として、以下の視点を踏まえることとしてはどうか。

① 提供される情報の適切性

周辺地域の住民の理解を得るためには、事業について適切な情報提供が行われることが重要。（なお、説明会の開催はFIT/FIP認定申請前という事業の計画段階となる中で、どのように説明の適切性を確保するかといった点も課題となる。）

② 提供される情報の十分性

再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響（安全面・景観・自然環境・生活環境への影響等）を勘案したときに、提供される情報が十分といえるかどうかを踏まえることが重要。

③ 営業秘密・個人情報・プライバシー等への配慮

事業者にとっては、説明会において開示する情報の中に、営業秘密・個人情報が含まれる可能性があり、事業者間の競争情報の取扱い・プライバシーの保護の観点から、一定の配慮が必要。

(参考) 本WGにおけるこれまでの議論②

第7回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG (2023年6月30日) 資料1より抜粋

- 基本的な考え方を踏まえつつ、以下の論点を検討することとしてはどうか。
 - ✓ 例えば、下記の項目（例）について、それぞれ次の方向性で検討を進めていくこととしてはどうか。説明の項目について、地域の実情を踏まえた柔軟な対応をすべき点はあるか。また、各項目について、事業者にどのような資料の提出（※）を求めるか。

(※) 提出資料に虚偽・事実と異なる記載があった場合には、原則不認定又は認定取消しの対象とすることが妥当と考えられる。

項目（例）	検討の方向性（案）
① 事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源種、設置形態、出力規模、具体的設置場所などの基本情報について、図面やイメージ写真などを用いて住民にとって分かりやすく説明することが必要ではないか。
② 関係法令遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適用される関係法令（条例を含む。）とその遵守体制、必要な関係許認可とその取得状況などについて、どのように説明を行うことが効果的か。 ➤ 関係法令遵守の説明に当たっては、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」への準拠がポイントとなるが、他に拠り所となるべき指針はあるか。
③ 土地権原取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再エネ発電事業者と土地所有者・賃貸人が異なる場合もある中で、土地所有者や賃貸人のプライバシーへの配慮の観点をどのように考えるか。
④ 事業に関する工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）のほか、どのような情報を開示すべきか。
⑤ 関係者情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者等についても開示すべきか。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 考えられる安全面・景観・自然環境・生活環境への影響とその予防措置の説明に当たっては、単に影響はないと説明するだけでなく、仮に影響が及ばない場合であっても、そのように考えられる理由を具体的に説明することが必要ではないか。 ➤ 分かりやすい説明を行うためには、どのような方法（例：イメージ写真等）があるか。 ➤ 特に生活環境への影響については、反射光・騒音・臭いなど電源種別の特徴や考えられる影響を考慮した説明が必要ではないか。 ➤ 再エネ発電事業の廃棄・リサイクルについて、どのような説明（例：廃棄計画、廃棄予定日、設備に含まれる有害物質等）を行うことが効果的か。

- ✓ どのような議事（次第・時間設定）とすることが適切か。特に、例えば質疑応答について、どのようなルールで実施することが有意義か。

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント①

(委員等)

- 説明事項の範囲について、**明確性・客観性の確保**が重要。廃棄物処分場の設置に当たって住民説明を求めている条例において、事業者がどこまで説明を尽くせば説明義務を果たしたかが明らかではなく、予見可能性を損なっているとの指摘がみられるものがある。
- 説明会で出た**改善要望や意見に対して、事業者が必要な対応を行う**ことが求められており、この点を踏まえて説明会の説明事項・議事等の在り方を検討する必要があるのではないか。
- 説明事項について、情報公開法で不開示情報に該当する法人情報の場合については、**営業秘密等の保護**の観点から、精緻な検討が必要。
- 説明会での説明事項・議事等について、条例で具体的に示している例は少ない。説明会に先立って、自治体と事業者との間で個別協議を行い、説明事項・議事等を確定させている例もある。

(ヒアリング (自治体))

- 山梨県条例に基づく説明会の説明項目は、下記のとおり。
 - ・ **事業計画** (事業者名、設置場所、位置・面積、出力、実施予定期間、施設設置から事業終了後までの対応等)
 - ・ **環境・景観に及ぼす影響**の調査・予測・評価方法・評価結果等
 - ・ **維持管理計画** 等
- 那須塩原市では、説明項目を特段規定していない。条例において、**近隣住民は、説明会から14日以内に書面で事業計画に対する意見を申し出ることができる**としており、説明会後の近隣住民と事業者の間のやり取りを制度上盛り込むことは、住民の意見に適切に対応する上で有効。

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント②

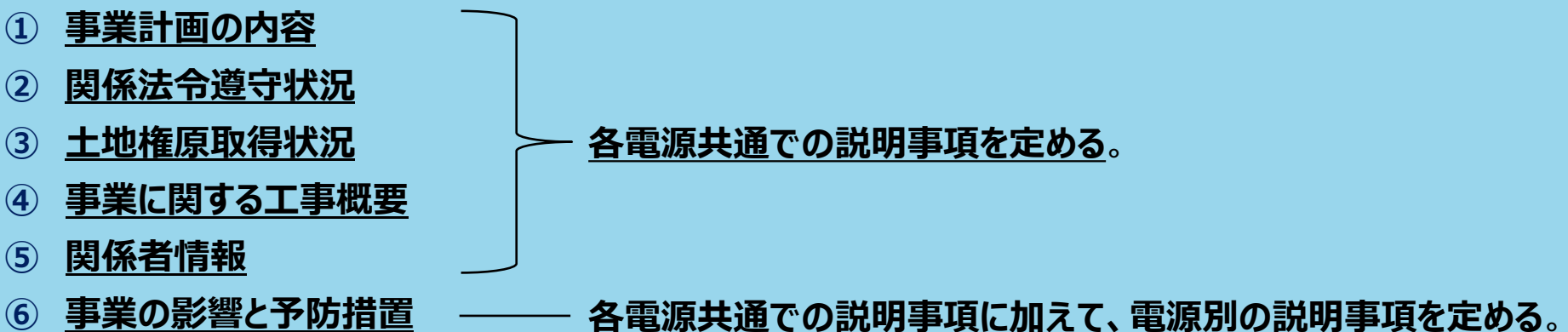
(ヒアリング (事業者団体))

- 太陽光発電事業では、運転中の燃料に伴う排気ガスや燃料の漏洩等の影響については考慮の必要がなく、騒音の影響もパワコン (PCS) にごく近接したエリアに限定される。**反射光**については、特に朝夕の時間帯の影響に関しては配慮が必要だが、シミュレーション等によって影響が及ぶ範囲の特定は可能。【太陽光発電協会】
- 風力発電事業では、事業計画の確度が高まるにつれて、自然環境・生活環境への影響に係る情報が充実していく。また、説明会の議事について、**一般の参加者からの質問に回答する時間**を十分に設けている。事業概要・工事概要に加えて、**環境影響評価の項目ごとの調査・予測内容や、生活環境への影響が懸念される事項 (騒音、低周波数領域の音、超低周波音など)**を説明している。【日本風力発電協会】
- 地熱発電事業では、地下資源調査を経て、事業規模等が決定する。地域説明会において、**事業の進捗状況や源泉・蒸気井・還元井等のモニタリング結果**などを平易に説明している。【日本地熱協会】
- 中小水力発電事業の説明会では、河川環境・地域事情により異なるが、**水使用許可・承諾、流量・水質への影響、稼働時・工事時の影響**などを説明している。【全国小水力利用推進協議会】
- バイオマス発電事業のこれまでの説明会のプラクティスを踏まえると、次のような事項の説明を重視すべき。
 - ・ **臭気、ばい煙、水質汚濁、排水増加、騒音・振動、原料・燃料・生成物等の搬出入に伴う道路交通量の増加**などの環境影響の程度・頻度とその対策
 - ・ 災害や通常運転以外の状況 (試運転・定期点検・大規模修繕) が発生した場合の対応【日本有機資源協会】
- バイオマス発電事業の説明会では、事業のメリット・デメリット等に加え、**大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、化学物質対策、廃棄物対策**に係る事項を説明することが望ましい。事業者の故意・重過失なく、誤った情報提供が行われてしまった場合については、予見性の確保を踏まえた取扱いの配慮が必要。【バイオマス発電事業者協会】
- 説明会後の住民とのコミュニケーションの例として、一定の期限を定め、**住民から事業者に対する意見・質問を意見提出フォームに提出してもらう方法**があるのではないか。【太陽光発電協会】

説明会の説明事項（案）

<基本的な考え方>

- 再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響を十分に説明し、住民との適切なコミュニケーションを求めるため、説明会においては、適切かつ十分な情報提供がされる必要がある。こうした観点から、説明事項として、前々回会合で示した以下の①～⑥の項目を求めることとしてはどうか。
- このうち、本WGにおけるヒアリングを踏まえると、特に、⑥事業の影響と予防措置は、電源ごとに説明すべき内容が異なることから、各電源共通での説明事項（安全面、廃棄・リサイクルの計画等）に加えて、電源別の説明事項を定めることとしてはどうか。一方で、①～⑤の項目については、各電源共通での説明事項を定めることとしてはどうか。



- その上で、事業者や住民の予見性を確保するため、各項目における説明事項について、次ページ以降で更なる具体化を図ることとする。（なお、⑥事業の影響と予防措置に係る説明事項については、各電源の特性等进行分析した上で、次回以降の本WGで検討を行うこととする。）

説明会の説明事項（案）

<関係法令遵守状況（項目②関係）>

- 関係法令遵守状況の説明について、認定事業者が遵守すべき関係法令（条例を含む。）は、事業実施の各段階に応じて多様である中で、FIT/FIP認定申請前の時点で、それら全ての網羅的な説明を求めた場合、かえって形骸的な説明となるおそれがあり、提供される情報の適切性の観点からの検討が必要である。
- このため、FIT/FIP認定申請前の時点において必須の説明を求める関係法令遵守状況としては、以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などとしてはどうか。
 - ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可
 - ・ 森林法における林地開発許可
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
 - ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

<土地権原取得状況（項目③関係）>

- 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求めてはどうか。

説明会の説明事項（案・まとめ）

● 以上を踏まえると、説明会の説明事項については、下表のように整理される。

項目	説明事項
① 事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電源種、設置形態、出力規模などを説明する。 ➢ 実施場所については、図面やイメージ写真を用いて説明する。
② 関係法令遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 説明対象とする関係法令は、以下のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可 ②上記①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等 ➢ 上記①～③の手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などを説明する。
③ 土地権原取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地権原の有無と土地権原取得状況を説明する。
④ 事業に関する工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などを説明する。
⑤ 関係者情報	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 考えられる安全面・景観・自然環境・生活環境への影響とその予防措置の説明に当たっては、単に影響はないと説明するだけでなく、仮に影響が及ばない場合であっても、そのように考えられる理由を具体的に説明することが必要ではないか。 ➢ 分かりやすい説明を行うためには、どのような方法（例：イメージ写真等）があるか。 ➢ 特に生活環境への影響については、反射光・騒音・臭いなど電源種別の特徴や考えられる影響を考慮した説明が必要ではないか。 ➢ 再エネ発電事業の廃棄・リサイクルについて、どのような説明（例：廃棄計画、廃棄予定日、設備に含まれる有害物質等）を行うことが効果的か。

各電源共通での説明事項

各電源共通での説明事項
+ 電源別の説明事項

→ ⑥事業の影響と予防措置に係る説明事項については、各電源の特性等を分析した上で、次回以降の本WGで検討する。

説明会の議事（案）

<基本的な考え方>

- 説明会において、事業者と住民間のコミュニケーションを促進する観点から、事業者から説明事項を一方向的に説明するだけでなく、説明会の議事として、質疑応答の時間を設け、住民の質問に対して誠実に回答することを求めることとしてはどうか。

<質疑応答等>

- 質疑応答等に関しては、下記のような点を踏まえる必要がある。
 - 質疑応答については、住民からの質問等に十分対応できる質疑時間を確保することが必要ではないか。その際に、事業者・住民の予見可能性の確保の観点、説明会の形骸化を防ぐという観点等を勘案したときに、質疑時間として確保すべき時間を具体的に示すことが適切か。
 - 質疑時間超過後に残った質問等に対応するため、又は質問等がなくなったことを客観的に確認するため、説明会后に事業者が一定期間、質問募集フォーム等を設け、当該フォームに提出された住民の質問等に対して、事業者が書面又は再度開催する説明会において誠実に回答することを求めることとしてはどうか。
- (※) 説明会開催後に受け付けた質問等に対して、事業者が書面での回答や、再度の説明会の開催を行わない場合には、説明会等の認定要件を満たさないこととなる。

- ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
- ② 説明会の内容（説明事項・議事等）
- ③ **「周辺地域の住民」の範囲**
- ④ 説明会の開催時期・回数
- ⑤ 説明会に関するその他の論点
- ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

(参考) 本WGにおけるこれまでの議論

第7回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG
(2023年6月30日) 資料1より抜粋 (一部加工)

< 論点と方向性 (案) >

- 本WGの中間とりまとめ (2023年2月) において、説明会の対象となる周辺住民の範囲は、「**電源種、事業、規模、設置場所等に応じて設定される要件を充足すること**」が必要とされており、これに沿って、**電源種・規模・設置場所等を踏まえた要件設定を行う**こととしてはどうか。
- その際に、**基本的な考え方**として、他法令・条例等に基づく説明会における対象範囲なども参考としつつ、以下の視点を踏まえることとしてはどうか。
 - ① **範囲の明確性**
制度の予見性を確保する観点からは、説明対象となる「周辺地域の住民」の範囲について、**客観的な基準 (例：行政区単位、再エネ発電事業の実施場所からの距離)** で画されることが重要。
 - ② **事業の特性や地域の実情を踏まえた対応**
事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応を行うことも重要。(なお、例えば、自治体が、自然環境・景観等を考慮した保護エリアを条例等で設定している場合においては、当該エリアを参照しつつ対応することも必要。)

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント①

(委員等)

- 「周辺地域の住民」の範囲は、**事業の実施場所からの距離を基本**としてはどうか。その上で、自治体の条例等において、**特段の配慮が必要なエリアが設定されている場合は、当該自治体と協議の上で、その範囲を調整できるような形がよい**のではないか。
- 「周辺地域の住民」の範囲は、各条例ごとにまちまちであり、**地域の実情に配慮することが重要**ではないか。

(ヒアリング (自治体))

- 山梨県では、説明会の対象者は、以下の者としている。
 - ・ **事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその自治会**
 - ・ **事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民**
(設置する施設の規模や立地の状況により個別に判断)
- 那須塩原市では、**大規模事業では100m以内、小規模事業では50m以内を近隣区域**とした上で、**近隣区域の居住者、土地・建物所有者、賃借権等の権原により土地・建物を使用する者、自治会等の代表者**を説明会の対象者としている。

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント②

(ヒアリング(事業者団体))

- ▶ 太陽光発電事業について、周辺住民への影響の範囲に関する定量的な指標は存在せず、**範囲を一律に定めることは困難**。これまでの事業の実態から何らかの指標を定めるとすれば、50-500kWの設備では50m以内など、**規模ごとに発電所の敷地境界からの距離を指標とする**ことはあり得る。【太陽光発電協会】
- ▶ 風力発電事業では、周辺地域の住民の範囲について、**市町村(必要に応じて都道府県)に相談・確認した上で対応**することが一般的である。【日本風力発電協会】
- ▶ 地熱発電事業において、**調査・開発地域の行政区内の住民**を対象に、地域説明会を開催している例がある。【日本地熱協会】
- ▶ バイオマス発電事業においては、
 - ・ **発電所の敷地境界から100m以内の地権者・地上権者・地元関係者等**を周辺地域の住民とした事例
 - ・ **市町村と協議した上で、周辺住民が居住する地区の区長に相談**して、周辺地域の住民の範囲等を決定した事例などがある。【日本有機資源協会】
- ▶ バイオマス発電事業では、発電規模に関係なく、**市町村や周辺地域の区長・地区長と事前相談を行って周辺地域の住民の範囲等を決定**するケースが多い。実績としては、発電所から概ね2～3km程度の範囲となっている。【バイオマス発電事業者協会】

「周辺地域の住民」の範囲（案）

＜客観性・明確性を有する数値基準＞

- 「周辺地域の住民」の範囲については、事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模を踏まえて、客観性・明確性を有する数値基準を設定することが重要となる。このため、本WGにおけるこれまでの議論やヒアリングを踏まえ、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定することとしてはどうか。（具体的な数値基準は、各電源の特性や条例に基づく説明会の例などを分析した上で、次回以降の本WGで検討する。）
- その上で、発電所の敷地境界から一定の距離内のどのような者を対象とするかが論点となる。
 - 本WGにおけるヒアリングでは、土地・建物所有者、賃借権等の権原により土地・建物を使用する者も対象とする例が見られたが、事業者にとっては、こうした権原を有する者の特定が困難な場合もある。このような点を踏まえ、「周辺地域の住民」は、発電所の敷地境界から一定の距離内の居住者とすることを原則としてはどうか。
 - 他方で、条例に基づく説明会では、発電設備の設置場所の隣接地について、土地の所有者等を対象としている例もある（p.30-32参照）ところ、居住者以外の者について、どのように取り扱うべきか。

＜地域の実情を踏まえた対応＞

- 設置場所等を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う観点では、下記を考慮する必要がある。
 - 本WGにおけるヒアリングによると、自治体の条例に基づく説明会や、事業者が任意に実施する説明会においては、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域を特定することなどを目的として、地域の実情を把握する自治体等への相談を行い、その実情を踏まえて説明会の対象住民を特定している例があった。
 - また、現行の再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいても、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談すること」を努力義務としている。
 - 他方で、事業者から相談を受ける自治体の事務負担に配慮することも必要となる。

「周辺地域の住民」の範囲（案・まとめ）

- 以上を踏まえ、「周辺地域の住民」の範囲については、
 - ① 事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を基本とした上で、
 - ② 自治体の事務負担に配慮しながら、設置場所等を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う観点から、説明会開催が要件として求められる事業については、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える（市町村から意見がない場合には、①の範囲が適用される）こととしてはどうか。

(※) 市町村境に近接して再エネ発電事業が実施されるケースも想定されるところ、②については、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に、他の市町村への相談の要否を確認し、相談が必要とされた場合には、同様に当該他の市町村に事前相談を行い、その意見を尊重して、当該他の市町村の住民などを「周辺地域の住民」の範囲に加えるなどの対応が必要ではないか。

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

第4 具体的な整理結果等

1 トラブル等の発生要因とその解決や今後の未然防止に向けた対応

(2) 住民説明の対象範囲や方法等に関するトラブル等への対応事例

【事例5-3】 ～住民説明が必要な地域住民に対する説明を未実施（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設置予定地からの流水等による被害が心配であり、設備に関する説明を聞いていないため不安であるとの相談があった。
- 同設備は小高い丘のような場所に設置予定であり、発電事業者は、設置予定地に隣接する地域住民に対しては説明を行っていたものの、下流域（丘の下方）の地域住民は対象にしていなかった。
- 市は、発電事業者と住民の双方の意見を聴取し、その結果、下流域の地域住民への影響も想定されると判断し、下流域の自治会を対象とした住民説明を行うよう発電事業者に助言等したところ、同事業者は元々下流への土砂等の流出防止措置等を講じていたため、その措置内容等について説明を行うこととなった。

【参考1】 条例の住民説明に係る記載例

(例2) 地域住民の範囲（隣接住民、事業区域を含む自治会（隣接自治会）等）

条例における住民説明の実施が必要な地域住民の範囲に係る規定内容をみると、i) 事業区域（設備設置場所）の隣接地の住民（近隣関係者）、ii) 同区域から一定距離の範囲の住民、iii) 同区域を含む自治会とその住民、iv) 同区域を含む自治会に隣接する自治会とその住民、v) 設備設置により影響を受ける住民（例えば、下流域に居住する住民）などとなっている。

(条例記載例 2-1)

- 地域住民等
 - ア 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者
 - イ 事業区域の周辺地域に存する自治会

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

(条例記載例 2-2)

○ 地域住民

事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる自治会、発電設備設置事業により、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者並びに設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業の事業を営む者で組織する団体をいう。

(条例記載例2-3)

○ 地域住民等

ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者又は土地管理者

イ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者

ウ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民が所属する自治会の会長（同様の職務を担当するものを含む。）

エ その他市長が必要と認める者

(条例記載例 2-4)

○ 近隣関係者の範囲

条例に規定する特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（近隣関係者）は、次に掲げる者とする。

(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

(2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

(条例記載例 2-5)

○ 近隣関係者

- ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権 (建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権 (臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)) を有する者
- イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ウ 事業区域の全部又は一部を含む自治会
- エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体
- オ その他これらの者と同程度の影響を受けると市長が認めるもの

(条例記載例 2-6)

○ 地元関係者 発電設備の設置に関し、その理解を得る必要がある次に掲げる者をいう。

- ア 土地所有者並びに事業区域に隣接する土地の所有者、占有者及び土地管理者
- イ 事業区域の境界からおおむね 100メートル以内に居住する者又は事業を営む者
- ウ 事業区域及びこれに隣接する土地の町会長並びに同様の職務を担当する者
- エ 風力発電設備からの水平距離が当該発電設備の高さの 2 倍に相当する範囲内に居住する者又は事業を営む者
- オ その他市長が必要と認める者

(条例記載例 2-7)

○ 近隣住民等

小形風力発電設備にあつては当該小形風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から 200メートル、マイクロ風力発電設備にあつては当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から 100メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等を利用する者をいう。

- ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
- ② 説明会の内容（説明事項・議事等）
- ③ 「周辺地域の住民」の範囲
- ④ **説明会の開催時期・回数**
- ⑤ 説明会に関するその他の論点
- ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント

(ヒアリング (自治体))

- 山梨県では、**環境・景観に及ぼす影響**について、評価方法の説明と実際の評価結果の説明をそれぞれ行うため、**最低2回の説明会実施**を求めている。

(ヒアリング (事業者団体))

- 風力発電事業では、**通常、早ければ風況調査の着手時から建設工事開始時までの各段階にて説明会を複数回開催**している。【日本風力発電協会】
- 地熱発電事業では、**毎年度の年度末に開催**している例がある。【日本地熱協会】
- 中小水力発電事業では、**事業化判断までに、許認可制度や調整を行うべき関係者に対する説明が不可欠**である。【全国小水力利用推進協議会】
- バイオマス発電事業においては、特に初回で宿題が出た場合など、**必要に応じて複数回の説明会**を開催することが望ましい。【日本有機資源協会】
- 説明会の開催時期について、FIT/FIP認定申請前に限定すると、開示できる情報が限定的になるなどの問題もある。説明会の頻度は最低一回とし、必要に応じ情報開示していくプロセスが現実的ではないか。【バイオマス発電事業者協会】

説明会の開催時期・回数（案）

<説明会の開催時期>

- 再エネ特措法では、FIT/FIP認定の時点において、再エネ発電設備の設置場所や規模（出力）といった事項が基本的に定まっていることを求めている。この点を前提に、住民に対する十分な説明を実施できるように、説明会の開催をFIT/FIP認定申請までのタイミングで求めているもの。したがって、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備の設置場所や規模（出力）を確定させた上で、FIT/FIP認定を申請するというフローが基本である。
- また、説明会における住民の意見・質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することも必要となる。
- 以上を踏まえ、説明会は、FIT/FIP認定申請の一定期間前（例：3ヶ月前）までに実施することを求めているかどうか。

<説明会の開催回数>

- 説明会の開催回数については、以下の考え方を基本とすべきではないか。
 - 一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑なコミュニケーションを図ることが困難となる場合が想定されることから、適切なコミュニケーションを図ることのできる規模で説明会が開催される必要がある。この観点から、同じ内容の説明会を何回かに分けて開催することが必要となる場合がある。
 - 説明会開催後も、住民からの質疑等が多い場合などにおいては、住民の関心事項等に応じて、同一の住民を対象に複数回の説明会の開催が必要となる場合がある。
 - さらに、説明会を開催すべき回数を要件として定めるとしても、当該要件の回数を超えて、事業者が任意の説明会を追加的に開催することを妨げないようにすることが必要。

説明会の開催時期・回数（案）

<周辺地域の住民への影響が大きい場合の説明会の開催>

- 事業実施による周辺地域の住民への影響が大きく、関係法令における許認可等を要する場合などについては、説明会における住民の意見・質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保する観点から、事業の初期段階から、住民とのコミュニケーションを図ることが一層重要となる。
- このため、以下の①～③に該当する場合については、FIT/FIP認定申請前に加えて、事業実施の早期段階（例：関係法令における許認可等の申請前）においても説明会の開催を求める（FIT/FIP認定申請前において2回のタイミングでの説明会の開催を要件として求める）こととしてはどうか。
 - ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可が必要となる場合
 - ・ 森林法における林地開発許可
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
 - ② 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合
- さらに、上記②の環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、FIT/FIP認定後に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容を説明するための説明会の開催を求めるなどの対応が必要ではないか。

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

第4 具体的な整理結果等

1 トラブル等の発生要因とその解決や今後の未然防止に向けた対応

(3) 事前の住民説明によりトラブル等の未然防止や迅速な対応が図られている事例

(事例 7) トラブル等の未然防止に資する取組事例

【事例 7-1】～発電事業者が市と地域住民からの住民説明における提案を採用（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、工事着手前に、地域住民や地元の産業関係者から建設中止を求める動きがあったことを踏まえ、発電事業者が地域住民や地元の産業関係者向けの説明会を複数回開催した。
- 説明会には、発電事業者、施工設計業者・施工業者、保守管理を行う事業者などが参加し、地域住民からの質問事項について詳しい事業者が回答するなどした。
- 地域住民等からの反対が強いことから市も説明会に参加し、発電事業者に対し、濁水対策として沈砂池の新設やフィルターを設置を提案した。その結果、発電事業者は、濁水対策のための沈砂池の設置、造成面積の縮小、緑地面積の大幅な拡大等、地域住民等の意見を取り入れた提案等を行い、事業を進めることとなった。

- ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
- ② 説明会の内容（説明事項・議事等）
- ③ 「周辺地域の住民」の範囲
- ④ 説明会の開催時期・回数
- ⑤ **説明会に関するその他の論点**
- ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント

(ヒアリング (自治体))

- 山梨県では、**印刷物の配布、自治会の回覧板**など、地域の実情に応じて適切な方法で開催案内を実施している。説明会には、**設置許可申請者（再エネ発電事業者）が必ず出席**する必要がある。**開催状況の記録を作成し、議事録を県に提出**することが必要。
- 那須塩原市では、説明会開催後に、**説明会実施報告書を市に提出**することが必要。再エネ特措法に基づく措置については、**説明会資料一式、参加者一覧、議事録などを国に提出**することが最低限必要ではないか。

(ヒアリング (事業者団体))

- 地熱発電事業では、**地域説明会に当たっての開催情報は回覧チラシで連絡**している例がある。【日本地熱協会】
- バイオマス発電事業では、説明会には、**質疑応答に責任をもって回答できる者が出席する必要**がある。【日本有機資源協会】

説明会に関するその他の論点（案）

＜説明会の開催案内＞

- 説明会の開催案内については、説明会の日時・場所を明確にした上で、説明会の開催2週間前までに実施することとしてはどうか。また、事業者が適切に開催案内を行ったことを確認するため、認定申請時に開催案内を実施したことを証する資料の提出を求めることとしてはどうか。
- 説明会の開催案内の方法については、本WGにおけるヒアリング等を踏まえると、ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用、事業者HPへの掲載といった方法が考え得るところ、以下のいずれかの方法によることとしてはどうか。
 - ・ ポスティング
 - ・ 戸別訪問
 - ・ 回覧板
 - ・ 自治体広報誌（紙媒体）の活用
- 事業者のHPへの掲載については、住民にとってHPへの掲載を認知するきっかけがないことから、上記のような周知方法との組合せが必要である。

説明会に関するその他の論点（案）

<説明会に出席すべき説明者>

- 説明会の実施に当たって、説明の責任主体を明確化する観点から、説明会には再エネ発電事業者自身の出席を求めるべきではないか。
- なお、再エネ発電事業の実施に当たっては、その一部を委託事業者に委託する場合が想定される。この場合には、説明会において十分な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席することは有効な手段となる。ただし、この場合であっても、説明の責任主体は再エネ発電事業者となる点には留意が必要である。

(※) なお、再エネ発電事業者と住民とのコミュニケーションに關与する観点から、地域の実情を把握する市町村が説明会に出席することを希望する場合には、市町村が説明会に出席できるものとしてはどうか。

<認定後に事業譲渡等の計画内容の変更があった場合の取扱い>

- 事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が交代する場合は、新規で事業を開始する場合と同様に、事業者と住民の間でコミュニケーションを改めて図る必要性が高いことから、変更認定申請の際等に、改めて説明会の開催を求めることが適切である。

(※) さらに、事業譲渡等に伴い、再エネ発電事業の実施者・実質的支配者が変更された場合において、変更前/変更後の実施者・実質的支配者に、説明会の開催に当たってどのような対応を求めることが適切か。

- 加えて、再エネ発電事業の重要な事項に変更がある場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、同様に、変更認定申請の際等に、改めて説明会の開催を求めることが適切と考えられる。具体的には、下記の場合については、改めて説明会の開催を求めるべきではないか。
 - ・ 再エネ発電設備の増出力によって、説明会開催が必要な場合に新たに該当する場合
 - ・ 再エネ発電設備の認定出力・パネル出力（太陽光発電設備の場合）を一定規模以上変更する場合
 - ・ 再エネ発電事業の設置場所を変更する場合

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

第3 調査結果 (中間整理の結果)

1 調査結果の概要

(2) 実地調査した市町村の調査結果の概要

イ 事前周知におけるポイントの考察に向けたトラブル等の事例の整理

(1) 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法等

発電事業者等による住民説明は行われているが、市町村からみると、説明を行った地域住民の範囲や説明の方法が十分でないと考えられる事例がみられた。

その一方で、以下のように地域住民の範囲や説明の方法等について工夫している事例がみられた。

- a. 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲について、発電事業者と自治会が協議し、説明が必要な地域住民の把握漏れがないようにしている事例
- b. 住民説明に、発電事業者のほか、設計業者・施工業者や保守点検責任者が参加することで、土地の開発工事や発電設備の維持管理に関する質疑応答に的確に対応できるようにしている事例
- c. 図面等を用いた事業概要や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、発電設備の不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

第4 具体的な整理結果等

2 住民説明への市町村の関与の状況

(2) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

(事例 10) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

- 市では、関係各課が連携し、発電事業者主催の住民説明会に出席したり、事業を開始した発電事業者と環境保全協定を締結したりするなどの対応を行っている。地域住民から発電事業者への意見や要望があった場合には、その内容を発電事業者に伝えるとともに、これらの意見や要望に対する取組状況を確認するなどの対応を行っている。
- 具体的な事例として、太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から、発電設備の設置によって大雨の際に河川流入水量が増加することを危惧する意見や要望があったことから、地域との共生を図るため、市が積極的に調整を行い、次の取組が実施されるよう促している。
 - i) 市と事業を開始した発電事業者との環境保全協定に基づく発電事業者の対応
 - ・ 建設工事による下流域への土砂の流出防止計画書の提出
 - ・ 土砂流入の有無や水質等に係る定期的な調査及び報告
 - ・ 地域住民との協議会の設置
 - ii) 調整池への定点カメラの設置
 - iii) 発電事業者が設置した私道の地域住民への開放
 - iv) 農薬の不使用と、調整池の水質調査の実施及び報告
 - v) 市と事業を開始した発電事業者との意見交換会の実施 等

説明会に関するその他の論点（案）

＜説明会を開催したことを証する資料＞

- FIT/FIP認定申請時に、説明会を開催したことを証する資料として、開催案内を実施したことを証する資料・説明会の議事録・出席者名簿・配布資料・質問募集フォーム（p.23参照）における質問等と回答に加えて、説明会の概要を報告する報告書（概要報告書）の提出を求めることとしてはどうか。
- その上で、事業者の申請内容に虚偽が発覚した場合は、必要な要件を満たさない申請として認定を行わず、仮に認定後に虚偽が発覚した場合は、認定を取り消すなどの厳格な対応を行うことになる。事業者が報告した説明会の内容に疑義が生じた場合に検証を行うことができるよう、例えば、以下の対応を講じることとしてはどうか。
 - 説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備する。
 - 住民からの通報等を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出を求める。
 - その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP認定の認定基準として、説明会の全景の録画及び録音（※）と、その保管を求める。

（※）なお、こうした録画及び録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が広く対外公表することはプライバシーの観点から許容されない。

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

第4 具体的な整理結果等

2 住民説明への市町村の関与の状況

(2) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

(例 5) 住民説明結果の市町村への報告 (報告方法、報告事項等)

条例における、住民説明の実施結果の市町村への報告に係る規定内容をみると、発電事業の届出・許可等の申請書に、地域住民説明報告書の添付を求めている市町村が多くみられた。同報告書は、多くの市町村の条例施行規則において様式が定められており、同報告書に住民説明に使用した資料や議事録、周知した地域住民の名簿等を添付させている市町村もみられた。(略)

(条例記載例 5-2)

- 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - ・ 地域住民説明会報告書 (様式)
- (様式)
 - ・ 事業区域の所在地
 - ・ 開催日、開催回数、開催場所
 - ・ 説明者名、参加者名
 - ・ 説明の状況 (内容)
 - ・ 地域住民の意見・要望、地域住民の意見・要望への回答

(参考) 総務省による調査の中間整理 (抜粋)

第4 具体的な整理結果等

1 トラブル等の発生要因とその解決や今後の未然防止に向けた対応

(3) 事前の住民説明によりトラブル等の未然防止や迅速な対応が図られている事例

(事例 8) 不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

【事例 8-2】～地域住民が住民説明と異なる維持管理の状況を発見 (稼働段階) ～

- 太陽光発電設備 (低圧案件) について、地域住民から市に対し、草刈りが不十分な設備があるとの相談があった。地域住民によると、発電事業者は住民説明で年に2回 (毎年1月、7月前後) 草刈りを行うと説明していたが、実際には秋になって草刈りが行われていることがあり、そもそも年に2回草刈りが行われているかも疑わしい状況であるとのことであった。
- 市が現地確認したところ、設備を覆い隠すほど草が生い茂っている状態であったことから、市の要綱に基づき、電話で草刈りを行うよう指導を行った。その後、草刈りが行われたものの不十分な状態であったが、現在は管理者が変更され、草刈りは適切に行われている。

- ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲
- ② 説明会の内容（説明事項・議事等）
- ③ 「周辺地域の住民」の範囲
- ④ 説明会の開催時期・回数
- ⑤ 説明会に関するその他の論点
- ⑥ **説明会以外の方法による事前周知**

(参考) 委員等からの指摘事項・ヒアリングのポイント

(ヒアリング (自治体))

- 山梨県では、設置規制区域 (p.9参照) 以外に地上設置の太陽光発電設備を設置する場合には、説明会の開催を推奨しているものの、**ポスティング・戸別訪問・回覧板などの方法も可**としている。ポスティングの場合、**概ね1～2週間程度の意見募集期間を設ける**こととしている。ポスティング・戸別訪問・回覧板などの方法による場合についても、**対象となる住民の範囲は説明会の場合と同じ**。
- 那須塩原市では、説明会以外の方法による事前周知について特段規定していないが、再エネ特措法に基づく措置については、**周知方法 (インターネット縦覧、自治体広報誌、回覧板周知) ごとにメリット・デメリットがあることから、択一的な方法によらないようにすることが望ましい**。

(ヒアリング (事業者団体))

- 風力発電事業では、**市町村が住民向けに発行している広報 (紙面やWeb掲載)** を利用することがある。【日本風力発電協会】
- バイオマス発電事業では、説明会以外の方法による周知として、**看板、事業者HP、市の情報誌**などの活用が考えられる。【日本有機資源協会】

説明会以外の方法による事前周知（案）

<事前周知の方法>

- 説明会以外の方法による事前周知については、事業内容なども含めた**適切かつ十分な情報提供**が必要である。こうした中で、**ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用、事業者HPへの掲載**といった方法については、次のようなメリット・デメリットが挙げられる。
 - **回覧板・自治体広報誌**は、**地域に密着した形での情報提供**が可能であり、自治体・住民との**コミュニケーション促進の観点からは有効な手段**であるが、**一度に掲載できる情報の量には限度**がある。
 - **ポスティング、戸別訪問、事業者HPへの掲載**といった方法は、回覧板、自治体広報誌の活用といった方法よりも**多くの情報を提供することが可能**である。
 - **事業者のHPへの掲載**については、住民にとって**HPへの掲載を認知するきっかけがないことから、住民に周知できる具体的な手法方法（回覧板、自治体広報誌（紙媒体）の活用）との組合せ**が必要である。
- これらの点を踏まえ、事前周知の方法については、以下の(i) (ii)のいずれかの方法によることとしてはどうか。
 - (i) **ポスティング又は戸別訪問**による方法
 - (ii) **回覧板又は自治体広報誌（紙媒体）を活用して事業者HPへのリンクを示した上で、当該事業者HPに情報を掲載する**方法

説明会以外の方法による事前周知（案）

＜事前周知での説明事項等＞

- 説明会以外の方法による事前周知においても、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な情報が提供されることが重要であり、事前周知の内容については、説明会と原則同じとすることとしてはどうか。
- 事前周知を行うべき「周辺地域の住民」の範囲については、自治体の事務負担に配慮しつつ、事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を対象とすることとしてはどうか。
- また、事前周知は、FIT/FIP認定申請の一定期間前（例：3ヶ月前）までに実施することを求めた上で、事前周知の際には必ず質問等の提出先・提出期限（例：事前周知の日から2週間以上の期間を設ける）を記載し、提出された質問等には、事業者が書面において誠実に回答することを求めることとしてはどうか。
- さらに、事前周知を行ったことを確認するために、事前周知先の名簿・配布資料・事前周知後に提出された質問等と回答に加えて、事前周知の概要を報告する報告書（概要報告書）の提出を求めることとしてはどうか。その上で、事業者の申請内容に虚偽が発覚した場合は、必要な要件を満たさない申請として認定を行わず、仮に認定後に虚偽が発覚した場合は、認定を取り消すなどの厳格な対応を行うことになる。